

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 （仮称）スーパーセンタートライアル千葉ニュータウン店
- 2 所在地 印西市武西学園台一丁目1358番1ほか
- 3 建物設置者 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田久男
- 4 小売業者名 株式会社トライアルカンパニー（業種：食料品専門店）
- 5 変更しようとする事項
 - （1）閉店時刻
 - （変更前）午後9時
 - （変更後）午前10時（24時間）
 - （2）来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - （変更前）午前9時30分から午後9時30分
 - （変更後）午前9時30分から翌午前9時30分
- 6 変更年月日 平成19年12月7日
- 7 処理経過
 - （1）届出日 平成19年12月5日
 - （2）公告縦覧期間 平成20年1月11日～平成20年5月11日
 - （3）説明会開催日 平成19年12月26日 第1回午前11時から 第2回午後3時から
- 8 市町村・住民等の意見
 - （1）印西市の意見
 - ・印西市環境基本計画の事業者の責務を推進すること。
 - （2）住民等の意見 なし

<届出概要>

- 1 店舗面積：3,165㎡
- 2 駐車場の収容台数：158台
- 3 駐輪場の収容台数：85台
- 4 荷さばき施設の面積：282㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：179m³
- 6 開店時刻：午前10時
閉店時刻：午前10時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前9時30分～翌午前9時30分
- 8 駐車場の出入口の数：3か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前2時～午後10時

第2 県の意見

「意見なし」 平成20年7月14日通知

<理由>

- (1) 営業時間の延長等、夜間の時間帯にかかる延長を伴う変更であり、来客車両走行音、荷さばき車両走行音が原因で保全対象側で夜間最大値が基準を超過する地点があるが、住居等の保全対象が無ことから周辺地域の生活環境に及ぼす新たな影響は軽微であると認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく印西市の意見に対して、
 - ・印西市環境基本計画の事業者の責務として、法律に定められた事項を守るほか、廃棄物の減量化・再生資源の積極的な利用など、環境負荷の低減に努めます。また、廃棄物については年間計画に基づき、毎年「事業系一般廃棄物減量計画書」「廃棄物管理責任者選任(変更)届出書」を提出します。としており、適切な対応がとられると認められること。
- (3) 法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 イオン八千代緑が丘ショッピングセンター
- 2 所在地 八千代市緑が丘2丁目1番地6ほか
- 3 建物設置者 中央三井信託銀行株式会社 代表取締役 田辺和夫
- 4 小売業者名 株式会社イオン（業種：総合店）ほか
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 駐車場の収容台数
 - （変更前）2400台
 - （変更後）2378台
- 6 変更年月日 平成20年9月1日
- 7 処理経過
 - (1) 届出日 平成19年12月7日
 - (2) 公告縦覧期間 平成20年1月11日～平成20年5月11日
 - (3) 説明会開催日 平成20年1月8日不要承認済
- 8 市町村・住民等の意見
 - (1) 八千代市の意見 なし
 - (2) 住民等の意見 なし

<届出概要>

- 1 店舗面積：56,871㎡
- 2 駐車場の収容台数：2378台
- 3 駐輪場の収容台数：1700台
- 4 荷さばき施設の面積：500㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：98㎡
- 6 開店時刻：午前9時
閉店時刻：午前9時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前8時00分～翌午前8時00分
- 8 駐車場の出入口の数：7か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前6時～翌午前6時

第2 県の意見

「意見なし」 平成20年6月18日通知

<理由>

- (1) この届出は、自動車駐車台数を自動二輪車置場の設置のため減少するもので、駐車場の利用実態及び減少後の駐車台数が指針の台数を上回っていることから周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく八千代市の意見及び同条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 フードックス行徳駅前店
- 2 所在地 市川市行徳駅前二丁目15番1号
- 3 建物設置者 メトロ開発株式会社 代表取締役 大門信之
- 4 小売業者名 株式会社マルエツ（業種：食料品専門店）
- 5 変更しようとする事項

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）33㎡

（変更後）33㎡（位置の変更）

廃棄物保管施設の位置及び容量

（変更前）14㎡

（変更後）14㎡（位置の変更）

- 6 変更年月日 平成20年8月22日

7 処理経過

- （1）届出日 平成19年12月21日
- （2）公告縦覧期間 平成20年2月1日～平成20年6月1日

8 市町村・住民等の意見

（1）市川市の意見

・当該事業場から発生する騒音について、市川市環境保全条例等の環境関係法令を遵守し、周辺住民等からの苦情が生じた場合には、必要に応じて対策を講じ周辺住民の生活環境の保全に十分配慮すること。

（2）住民等の意見 なし

<届出概要>

- 1 店舗面積：1,208㎡
- 2 駐車場の収容台数：0台
- 3 駐輪場の収容台数：46台
- 4 荷さばき施設の面積：33㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：14㎡
- 6 開店時刻：午前10時
閉店時刻：午前10時
- 7 駐車場利用可能時間帯：—
- 8 駐車場の出入口の数：—
- 9 荷さばき可能時間帯：

第2 県の意見

「意見なし」 平成20年7月14日通知

<理由>

- (1) この届出は、鉄道高架橋耐震補強工事に伴う店舗改築後に行う荷さばき施設及び廃棄物保管施設の位置の変更であるが、騒音の予測・評価については、すべて基準を満たしており、適切な対応がとられているものと認められることから、周辺地域の生活環境に及ぼす新たな影響は軽微であると認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく市川市の意見に対して、
 - ・当該事業場から発生する騒音につきましては市川市環境保全条例等の環境関係法令を遵守します。しかしながら、周辺住民等から苦情が生じた場合には、必要に応じて対策を講じる等、誠意を持って対応してまいります。としており、適切な対応がとられると認められること。
- (3) 法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 ワンダーグー旭店
- 2 所在地 旭市ニ字五郎作5, 888番地1ほか
- 3 建物設置者 株式会社ワンダーグーコーポレーション 代表取締役 宇津木雅美
- 4 小売業者名 株式会社ワンダーグーコーポレーション（業種：書籍専門店）
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 店舗面積 (2) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 1, 651 m ²	(変更前) 160台
(変更後) 2, 477 m ²	(変更後) 190台
 - (3) 駐輪場の位置及び収容台数 (4) 駐車場の自動車の出入口数及び位置

(変更前) 49台	(変更前) 3か所
(変更後) 73台	(変更後) 4か所
- 6 変更年月日 平成20年9月5日
- 7 処理経過
 - (1) 届出日 平成20年1月4日
 - (2) 公告縦覧期間 平成20年2月8日～平成20年6月8日
 - (3) 説明会開催日 平成20年2月20日 午前10時、午後3時
- 8 市町村・住民等の意見
 - (1) 旭市の意見 なし
 - (2) 住民等の意見 なし

<届出概要>

- 1 店舗面積：2, 477 m²
- 2 駐車場の収容台数：190台
- 3 駐輪場の収容台数：73台
- 4 荷さばき施設の面積：13 m²
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：15 m³
- 6 開店時刻：午前10時
閉店時刻：午前0時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前9時30分～翌午前0時30分
- 8 駐車場の出入口の数：4か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前6時～午後9時30分

第2 県の意見

「意見なし」 平成20年6月25日通知

<理由>

- (1) この届出は、店舗面積を増加するものであるが、駐車・駐輪需要は必要台数を満たしており、また、駐車場を利用することができる時間帯の変更はなく、騒音の予測結果は、すべて基準を満たしており、適切な対応がとられているもの認められることから、周辺地域の生活環境に与える影響は軽微であると認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく旭市の意見及び同条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 ベイシア長生店
- 2 所在地 長生郡長生村金田字川原3237番地ほか
- 3 建物設置者 株式会社ベイシア 代表取締役 高山正雄
- 4 小売業者名 株式会社ベイシア（業種：食料品、住・生活関連品店）
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 駐車場の出入口の数及び位置
 (変更前) 出入口6か所
 (変更後) 出入口4か所
- 6 変更年月日 平成20年6月1日
- 7 処理経過
 - (1) 届出日 平成20年2月1日
 - (2) 公告縦覧期間 平成20年2月22日～平成20年6月22日
 - (3) 説明会開催日 平成20年3月19日（水）午後6時
- 8 市町村・住民等の意見
 - (1) 長生村の意見 なし
 - (2) 住民等の意見 なし

<届出概要>

- 1 店舗面積：8,000㎡
- 2 駐車場の収容台数：555台
- 3 駐輪場の収容台数：75台
- 4 荷さばき施設の面積：335㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：67㎡
- 6 開店時刻：午前9時
閉店時刻：午後9時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前8時30分～午後9時30分
- 8 駐車場の出入口の数：4か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前6時～午後9時

第2 県の意見

「意見なし」 平成20年7月3日通知

<理由>

- (3) この届出は、当該駐車場に新たに店舗を設置するため、出入口を減少するものであるが、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。
- (4) 法第8条第1項に基づく長生村の意見及び同条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。